

「あいち子ども食堂ネットワーク」運営規約

- 1 名称 「あいち子ども食堂ネットワーク」とします。
- 2 事務局 愛知県豊田市貝津町床立 101 中京大学 成元哲研究室に事務局を置きます。
- 3 目的 私たちは、食を媒介にした地域の新しいつながりと居場所をつくることを目的に子ども食堂を始めました。「地域の子どもが一人でも入れる食堂」、「大人も高齢者も気軽に入れる食堂」を目指しています。「一人よりみんなで食べよう」を合言葉に、手作りのご飯を通じて、ありのままの自分を暖かく迎えてくれる人、信頼できる人につながった時、そこから子どもの人生が変わる可能性があると感じています。こうした子ども食堂を運営する人、子ども食堂へ行きたい人、手伝いたい・支援したい人をつなぐのが「あいち子ども食堂ネットワーク」です。社会的格差が広がる中で、子ども食堂の輪を広げ、そのゆるやかなつながりから、だれもが地域で安心して暮らせる社会を築くことを目指します。
- 4 活動方針 本会の目的を達成するために以下の活動を行います。
 - ①子ども食堂運営者の学習交流及び情報提供の場をつくり、子ども食堂の広がりを目指します。
 - ②子ども食堂の存在を知らせ、その活動を広げるために SNS の活用や各種メディア等への働きかけを行います。
 - ③各種団体等の学習会・講演会等へ講師紹介・派遣を行います。
 - ④行政機関・学校・社会福祉協議会等との連携を深め、要請や意見交換の機会をつくるように目指します。
 - ⑤その他、幹事会で必要とする活動を行います。
- 5 構成員 本会の構成は正会員・賛助会員で構成します。本会の目的に賛同し、会員になりたい者は、加入届を提出します。
 - ①正会員：愛知県内の子ども食堂の運営に携わる団体
 - ②賛助会員：子ども食堂ネットワークの趣旨に賛同する個人や団体
- 6 役員・幹事 本会の運営に当たり、次の役員・幹事を置きます。幹事は正会員と若干名の賛助会員で構成し、総会で選出します。役員は幹事の互選とします。役員・幹事の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。
 - (1) 共同代表 2名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 事務局次長 2名
 - (4) 幹事 若干名
- 7 幹事会 本会の運営のため、幹事会を設けます。幹事会は共同代表が招集します。幹事会は、総会方針に基づき本会を運営し、その結果を総会に報告します。
- 8 総会 総会は年1回の開催で、幹事会が招集します。総会は年間の活動をまとめ、年度方針を決定します。正会員には開催時期と場所を事前に告知します。
- 9 意思決定 本会の意思決定は、総会または幹事会で決定します。参加者の多数決または合議により決定します。
- 10 財政 本会は、寄付金および学習会等の参加費等により運営します。会計は事務局次長が担当し、幹事会へ会計報告をします。
- 11 規約の改正 幹事会が提案し、総会で承認します。
- 12 設立年月日 2017年6月24日
- 13 施行年月日 2017年6月24日